

○木曽岬町スポーツ表彰要綱

平成20年9月1日

教委告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、木曽岬町における優秀なスポーツ選手及びその指導者の栄誉をたたえ、その功績を広く顕彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 木曽岬町スポーツ特別賞
- (2) 木曽岬町スポーツ優秀賞
- (3) 木曽岬町スポーツ栄誉賞
- (4) 木曽岬町スポーツ功労賞

(表彰の内容)

第3条 木曽岬町スポーツ特別賞は、表彰状、記念品及び懸垂幕とし、記念品は5,000円程度を原則とする。ただし、町長が必要と認めるときはこの限りではない。

2 木曽岬町スポーツ優秀賞は、表彰状及び記念品とし、記念品は3,000円程度を原則とする。ただし、町長が必要と認めるときはこの限りではない。

3 木曽岬町スポーツ栄誉賞及び木曽岬町スポーツ功労賞は、表彰状及び記念品とし、記念品10,000円程度を原則とする。ただし、町長が必要と認めるときはこの限りではない。

(被表彰者)

第4条 表彰を受ける者は町内在住者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、学生及び社会人については、本町出身者も対象とする。

(1) 木曽岬町スポーツ特別賞

- ・オリンピック及びパラリンピックに選手として参加したもの
- ・国際的規模のスポーツ競技大会において入賞したもの
- ・全国大会のスポーツ競技において優勝したもの

- ・前各号に掲げるものと同等の功績があったと認められるもの
- ・前各号に掲げる者の指導に特に貢献したと認められるもの
- ・その他町長が特に認めるもの

(2) 木曽岬町スポーツ優秀賞

- ・全国大会のスポーツ競技において3位以上の成績を収めたもの

(3) 木曽岬町スポーツ栄誉賞

- ・前2号を受賞した者又は同等の成績を収めた者のうち、功績顕著で町長が特に認めるもの

(4) 木曽岬町スポーツ功労賞

- ・木曽岬町において、永年にわたりスポーツの普及、発展に貢献した者で、町長が特に認めるもの

2 前項に定める被表彰者は、予選会等を経ずに開催される全国大会に出場する場合にも適用されるものとする。

3 団体種目については、出場する大会要綱に基づき選手登録された者全員を表彰の対象とする。ただし、町外在住者が含まれている場合は、町内在住者のみ表彰の対象とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、受賞者に表彰状及び記念品等を贈呈してこれを行う。

(表彰対象期間)

第6条 表彰対象期間は、大会終了後1年以内とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(令和3年教委告示第9号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。